

上山市と株式会社山形銀行との連携・協力に関する協定

平成24年12月5日

上山市（以下「甲」という。）と株式会社山形銀行（以下「乙」という。）は、次の
同意協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して取り組むことにより、地域の発展に
寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める事項について、私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関連法規に反しない範囲
で連携・協力する。

（1） クアオルト構想推進に関すること

（2） 産業振興に関すること

（3） その他前条の目的を達成するために必要と認める事項に関すること

2 前項の協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合も、他の当事者はその
責任を負わない。ただし、故意による場合及びこの協定に違反した場合はこの限り
ではない。

3 甲及び乙は、本協定に排他性はなく、各当事者が自己の裁量により第三者との間
で本協定と類似する協定を締結することができることを確認する。

（協力体制）

第3条 甲及び乙は、前条第1項に定める事項の取組みについて、その都度、協議を
行い連携・協力する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情
報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による
承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の期間等）

第5条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成25年3月31日までとす
る。ただし、期間満了の前月末日までに甲又は乙のいずれかにより協定を更新しな
い旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同
様とする。

2 協定期間中に甲又は乙のいずれかが1月前まで書面による通知をなすことによ
り、本協定の解除を行うことができる。

（その他）

第6条 本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本協定の成立を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通
を保有する。

甲 山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市長

横戸長兵衛

乙 山形県山形市七日町三丁目1番2号

株式会社山形銀行

取締役頭取

長谷川 謙一